

# 兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第20号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則（林務課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ◎造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則（規則第19号）

国の森林環境保全整備事業実施要領の一部改正により、県に対する補助事業に林野火災対策及び野生鳥獣の生息環境整備のための森林整備の事業が追加されたことを踏まえ、森林所有者等に対する県の造林事業補助金の対象を拡大することとし、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第19号

#### 造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則

造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号）の一部を次のように改正する。  
別表林相転換特別対策（特定スギ人工林）事業の項中「林相転換特別対策（特定スギ人工林）事業」を「林相転換特別対策事業」に改め、同項内容の欄を次のように改める。

自助努力では伐採、植替えその他の整備が進まない森林について、次に掲げる施業を行うことを目的として森林環境保全整備事業計画に基づいて行う造林事業で知事が別に定めるもの

- (1) 林相の転換が必要な人工林のうち花粉の発生源となるスギを主体とする人工林において実施する施業
- (2) 林野火災が発生するおそれ大きい地域において森林の延焼を防止する機能の向上を図るために実施する施業
- (3) 野生鳥獣の生息環境の整備に係る広葉樹林の育成その他の必要な措置のために実施する施業

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の造林事業補助金交付規則の規定は、令和7年度の造林事業に係る補助金から適用する。